

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和四年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年一月十二日奈良県指令中土第五四―一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年五月十八日中土第七四―一号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年五月十八日中土第七五―一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市常盤町三四〇番一及び三四一番四の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都府木津川市兜台六丁目六番地四

積水ハウス株式会社奈良支店 支店長 福島健二

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市常盤町三四〇番一及び三四一番四の各一部

下水道 橿原市常盤町三四〇番一及び三四一番四の各一部